

## 宮城県中小企業経営安定資金・災害復旧対策資金(一般枠)の災害に

「平成31年1月20日に仙台塩釜港で発生した油流出事故」が指定されましたのでご案内します

### 災害復旧対策資金(一般枠)

#### ご利用いただける方

平成31年1月20日、仙台塩釜港仙台港区に停泊中の貨物船から燃料用重油が漏れ出した事故に起因して、最近1か月の売上高が前年同期の売上高に比して10%以上減少している中小企業者の方

※売上げが減少していることについて、県知事、市町村長、商工会議所会頭又は商工会会長による認定が必要です。ご利用を希望される方は、最寄りの認定機関窓口「災害復旧対策資金融資対象認定申請書」を提出して認定書の交付を受けてください。

申請書ダウンロードサービスはこちら(県商工金融課HP)

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/syokinhan-shinsei.html>

#### 保証条件

- 融資限度額 一災害5,000万円(ただし、一企業2億8,000万円まで)
- 融資利率 年1.60%以内
- 資金使途 災害復旧に要する運転資金及び設備資金
- 保証期間 10年以内(うち据置2年以内)
- 担保 必要に応じて徴求
- 連帯保証人 原則として法人代表者以外不要
- 信用保証料率 年0.45%~1.00%
- 取扱金融機関 県内に本店・支店を有する都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫及び農林中央金庫
- 取扱期間 平成31年2月20日(水)から同年5月31日(金)の融資実行分まで

#### お手続きの流れ



#### ご利用にあたってのご注意

- 取扱期間は、平成31年5月31日融資実行分までとなっております。
- 融資実行までの期間短縮のため、事前に取扱金融機関にご相談されることをお勧めします。
- 認定書が発行されても、融資が確実に実行されることをお約束するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

#### 災害復旧対策資金のほか保証制度に関する主なご相談先

宮城県信用保証協会仙台東支店保証課

〒984-8651 仙台市若林区卸町二丁目9-5 仙台卸商センター第二〇〇ビル3階  
電話 022-783-9021